

1. 「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備

※第198回(H31)国会提出法案に盛り込まれていたもの(2)を除く

制度の趣旨

- ① 「スーパーシティ」とは、AIやビッグデータなど、第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」。
- ② 個別分野ごとの技術の実証実験ではなく、キャッシュレス化、行政手続ワンストップ化、遠隔教育・医療、自動走行など、複数分野にわたるスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験。
- ③ その実現には、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し提供するデータ連携基盤(都市OS)の確立が必要。諸外国では、その整備が急速に進んでいるが、我が国では、実践の場に乏しく、実態・政策の両面から遅れをとりつつある。
- ④ また、複数の先端的サービスの実現に必要な規制改革を同時・一括・迅速に進める仕組みを整備し、事業実現に関わる予見可能性を向上させることで、有望な提案を国内から引き出し、先端的投資の海外流出を防ぐことが必須の課題。

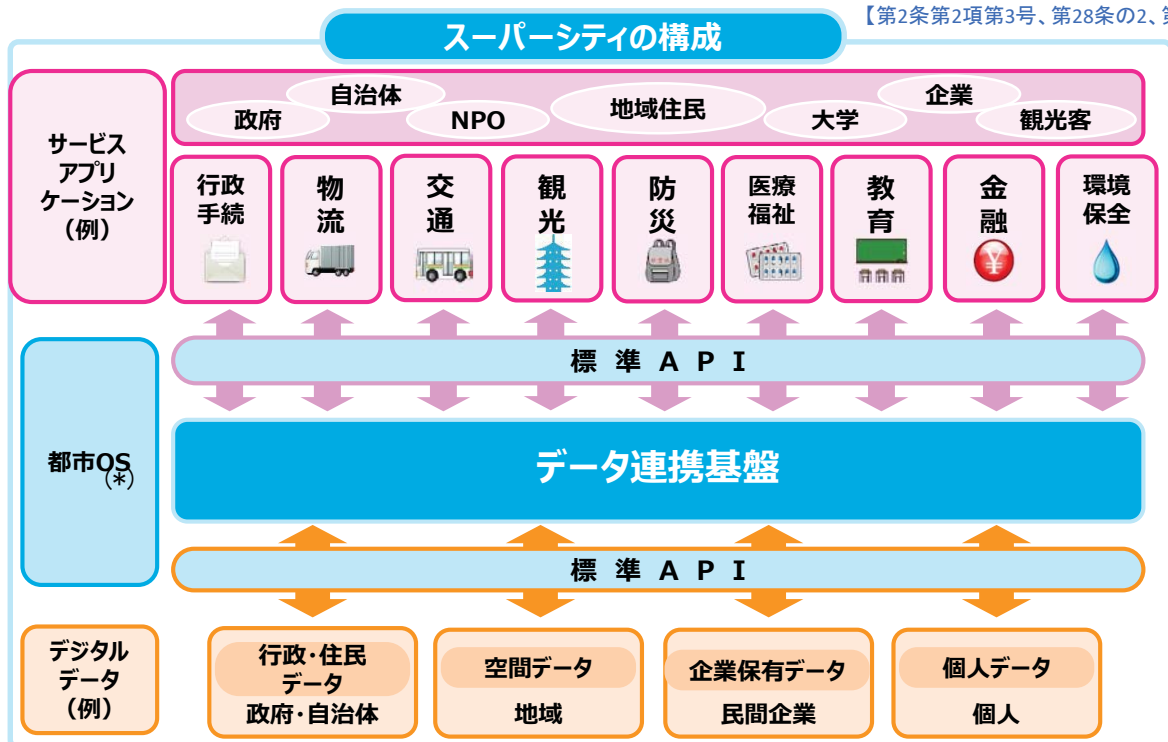
【第2条第2項第3号】

法案の骨格(1)：データ連携基盤の整備

(1) データ連携基盤の整備促進

- 複数の主体からデータを収集・整理し、AIやビッグデータを積極的に活用した先端的なサービスの開発・実現を支えるデータ連携基盤の整備事業を法定。国が定めた安全基準等を守ることを前提に、同事業の実施主体が国、自治体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができることとする。

【第2条第2項第3号、第28条の2、第28条の3】

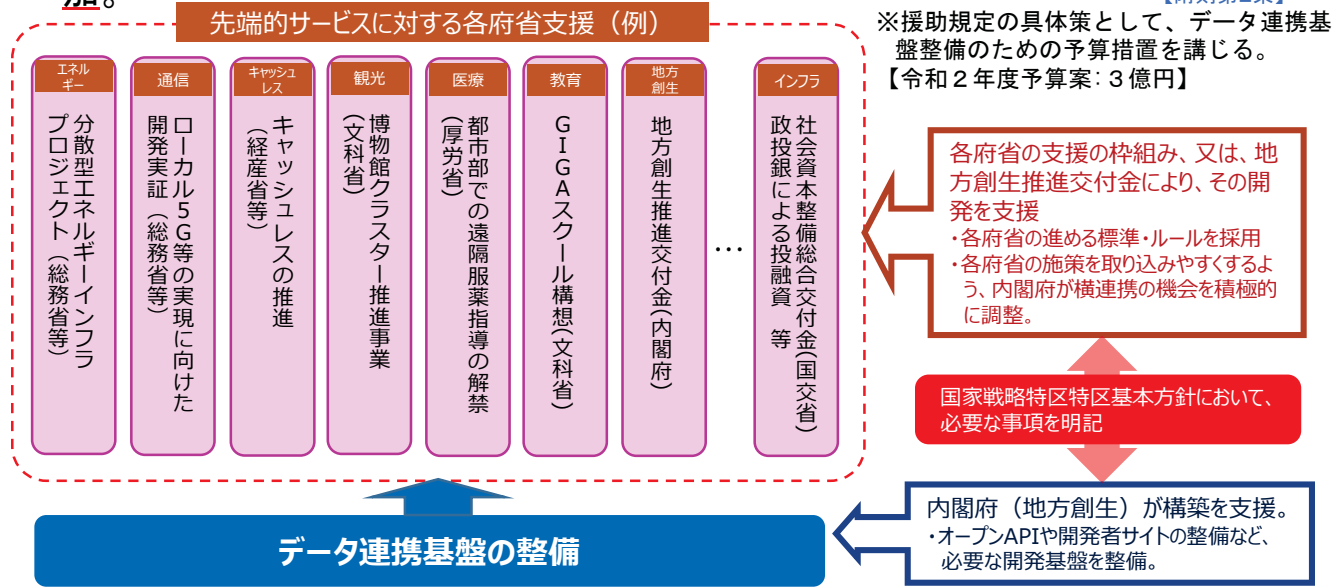


(\*) OS: Operating System

(\*) API: Application Programming Interface

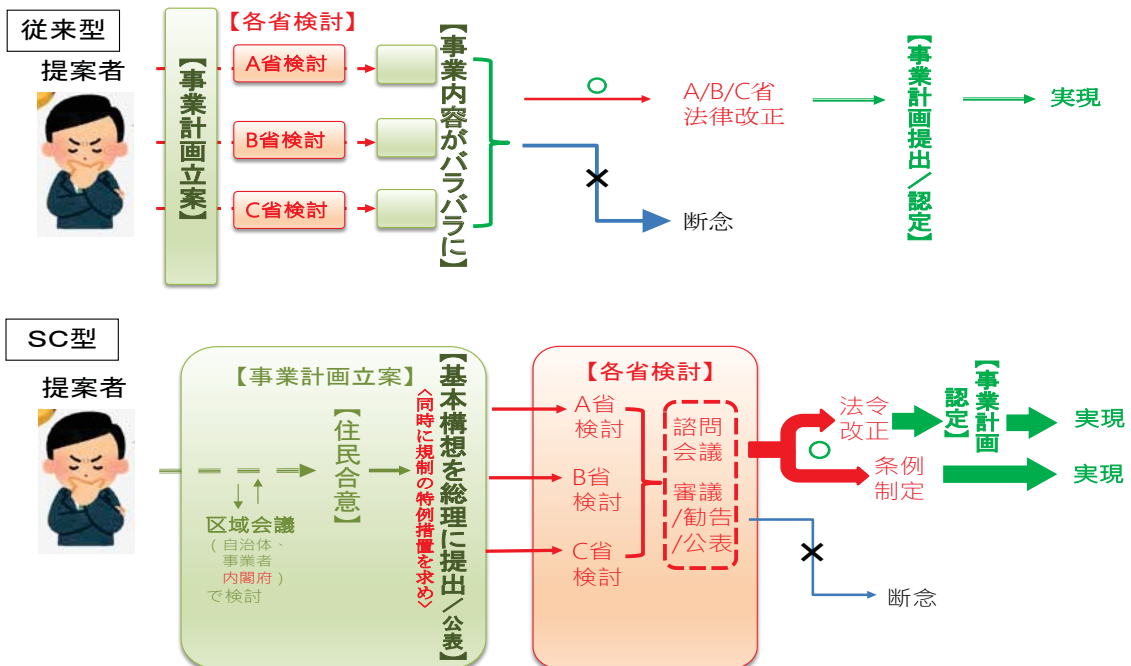
## 法案の骨格(2)：各府省施策との連携の促進 <追加>

- スーパーシティの実現に当たっては、各府省による各サービス分野の重要施策との積極的な連携や、都市間の相互連携の強化に向け、法文上、「国による援助規定」を追加。それを受け、府省間での具体的な協力プロセスを基本方針(閣議決定)に明記。 【第37条の8】
- 都市間の相互連携強化のため、接続仕様(API)をオープンにするルールを整備し、データ連携基盤整備事業者にその遵守を求める規定を法文上追加。 【第2条第2項第3号】
- さらに、法施行後、結果的に、各府省間や都市間での連携に問題が生じた場合、施策を見直し、新たに必要な措置を講じることを定めた「検討規定」を、法文上追加。 【附則第2条】



## 法案の骨格(3)：同時・一体・包括的な規制改革の促進

- 従来型では、事業計画案の検討中に各省調整を行い、その段階で多くの事業が断念、若しくは、個別に内容の修正を受け、案もバラバラに。
- SC(スーパーシティ)型では、内閣府も加わり、実現すべき複数の規制改革を含む事業内容全体を一体的に検討。その案を、各省調整の前段階で公表することにより、各省の検討が同時・一体・包括的に進むよう後押し。



## 2. 地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設

※第196回(H30)国会提出法案に盛り込まれていたもの

### 制度の趣旨・概要

- 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

### 特例措置

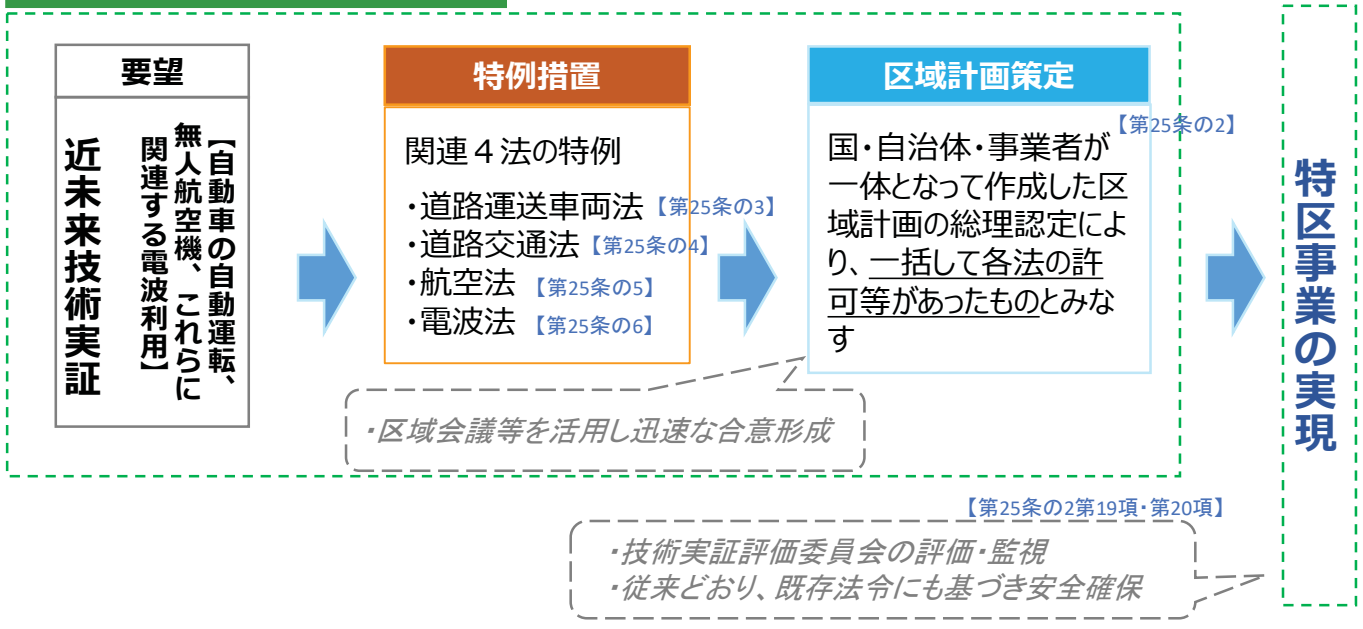
区域計画が認定された場合、以下の各法の許可等があったものとみなす。

- 自動運転に係る特例(道路運送車両法・道路交通法の特例)
- ・保安基準の一部を適用しない
- ・道路使用許可があったものとみなす【第25条の4】

- 無人航空機に係る特例(航空法の特例)
- ・飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす【第25条の5】

- 電波利用に係る特例(電波法の特例)
- ・実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える【第25条の6】

### 近未来技術実証までの流れ



## 3. 特区民泊における欠格事由(暴力団排除規定等)等の整備

※新規事項

### 制度の趣旨・概要

- 特区民泊(旅館業法の特例)【第13条】について、下記規定を整備する。
  - (1) 事業者の認定に係る欠格事由(暴力団排除規定等)
  - (2) 都道府県知事による認定事業者に対する立入検査
  - (3) 都道府県知事による認定事業者に対する業務改善命令及び業務停止命令
  - (4) 上記(1)～(3)に関連する認定の取消事由の追加等
  - (5) 上記(3)の命令等に違反した者等に関する罰則